

公共建築物劣化状況調査業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は名張市（以下「発注者」という。）が実施する「公共建築物劣化状況調査業務委託」（以下「本業務」という。）に必要な事項を定めるものとし、受注者は本仕様書に基づき業務を行うものとする。

(業務の目的)

第2条 本業務は、「名張市公共施設等総合管理計画」（令和5年2月改訂）に基づき、発注者が指定する公共施設を対象として建物の劣化状況を調査し、今後、施設の維持更新を検討するための資料および長寿命化計画策定の基礎資料として整備することを目的とする。

(履行期間等)

第3条 契約締結日から令和6年12月27日までとする。

(準拠する法令等)

第4条 本業務の実施にあたっては、仕様書に定めるほか、次の法令規定等に基づいて行うものとする。

- (1) インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)
- (2) 学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(平成27年4月文部科学省)
- (3) 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成29年3月文部科学省)
- (4) 名張市総合計画～なばり新時代戦略～(令和5年3月)
- (5) 名張市公共施設等総合管理計画(令和5年2月改訂)
- (6) その他関係法令・規則及び計画

(実施計画)

第5条 受注者は、本業務着手に先立ち、以下の書類を速やかに発注者へ提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 技術者選任届(任意様式)
- (4) 公的資格登録証の写し
- (5) その他発注者が指示する書類

(技術者の選任)

第6条 受注者は、契約の履行に際し、次の要件を満たす管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- ・管理技術者は、一級建築士、技術士(都市及び地方計画)または RCCM(都市計画及び地方計画)のいずれかの資格を有する者とする。また建物調査の実施にあたり、建築基準法12条点検(建築物)の点検資格を持つ一級建築士・二級建築士・特定建築物調査員(法定講習修了者)のいずれかの資格を持つ技術者を1名以上配置するものとする。

(安全管理と損害賠償)

第7条 本業務の実施にあたり、受注者は安全管理に努めるものとし、受注者が発注者又は第3者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に対して、その状況及び内容について報告し、発注者の指示を仰ぐものとする。また、本業務中に生じた事故等については、全て受注者の責任において処理するものとする。

(土地の立入り及び身分証明書)

第8条 受注者は、本業務において現地作業を行う際には、作業を行う日時について発注者に事前連絡を行うとともに、発注者の発行する身分証明書を携帯するものとする。なお、本業務が終了後速やかに返却すること。

(作業経過の報告)

第9条 本業務の実施期間中において、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち、作業を遂行しなければならない。また、打合事項について、その度に記録簿を受注者にて作成して発注者へ提出し、相互に内容の確認を行うものとする。

(貸与品)

第10条 本業務に係る既往の建物図面などの資料等については、発注者と受注者間で協議を行い、発注者から貸与する。また、個人情報や秘匿性の高いデータの受け渡しは、総合行政ネットワーク:LGWAN回線を用いて行うものとする。

(成果品の帰属)

第11条 本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用・流用してはならないものとする。また、受注者は成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る「受注者」の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

(業務概要)

第12条 本業務で計画対象となるものは以下のとおりである。

- (1) 調査計画作成、調査対象建物情報整理
- (2) 劣化状況調査及び調査結果整理
- (3) 調査報告書作成

- (4) 公共施設マネジメントシステム受渡用データ作成
- (5) 打合せ協議

(業務数量)

第13条 本業務の対象施設数等は下記のとおりとする。

対象施設数：50施設

対象棟数：92棟

詳細な施設・棟名称等は、【別紙1】を参照すること。

(調査計画作成、調査対象建物情報整理)

第14条 受注者は業務の実施にあたり、作業内容、工程表を示した業務実施計画書を作成し発注者に提出する。

- 2. 後述の劣化状況調査を行うにあたり、既往資料から躯体や設備等の状況など、本業務の前提条件となる各種資料・データの収集整理を行う。

(劣化状況調査及び調査結果整理)

第15条 施設の劣化状況調査は、以下の工程で行うものとする。

- (1) 現地調査対象である建物ごとに、屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の5つの部位について、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月文部科学省）」（以下、「解説書」という）に基づき劣化状況の点検及び確認を行う。調査結果はA～Dの4段階で判定し、劣化状況調査票（【別紙2】参照）にまとめるものとする。
- (2) 各部位の点検結果には、劣化の規模が大きい箇所や劣化の著しい箇所などについて劣化状況の写真を添付すること。
- (3) 健全度の算定は上記判定結果と解説書の算定基準を基に行うものとする。
- (4) 構造躯体の健全性については、既存資料から確認を行うものとし、新たに躯体調査は行わないものとする。
- (5) 目視調査のみでは確認できない不具合等や、収集した図書関連における不明内容等については、必要に応じて施設管理者へのヒアリング調査を実施し、対象施設の問題点や日常の課題等を把握・整理するものとする。
- (6) 解説書に基づき、調査結果は建物情報一覧表へ整理すること。

(調査報告書作成)

第16条 前条までに実施した調査結果を取りまとめ報告書を作成する。

(公共施設マネジメントシステム受渡用データ作成)

第17条 発注者が運用する公共施設マネジメントシステム（以下、「本システム」と言う）で施設情報の管理を円滑に行うため、本業務で実施した調査結果について、発注者及びシステム保守業者との協議を踏まえ、本システムへの取込用データを作成する。

- 2. 受注者は発注者が提供する入力用フォーマット（csv形式）へ、調査結果の入力を行うもの

とする。また、劣化状況の写真データについては、調査箇所が分かるようにリネームを行い、施設および棟毎にまとめるものとする。

3. 提供された取込用データの本システムへの反映はシステム保守業者が行うため、本業務の範囲に含まれない。ただし、本システムへの取り込み時や発注者がシステム利用中に、本業務が原因となるデータの不備が判明した場合は、受注者の責任において修正を行うこと。

(打合せ協議)

第18条 打合せ協議は、業務着手時、中間、納品時を原則とする。

(成果品)

第19条 本業務における成果品は以下の通りとする。

- | | |
|------------------------|----|
| ① 劣化状況調査報告書 | 1部 |
| ② 公共施設マネジメントシステム受渡用データ | 1式 |
| ③ 成果品電子データ | 1式 |